

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項の規定による、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します。

令和5年4月14日

神戸市垂水区長 若松 謙一

1 対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 閲覧状況

国又は地方公共団体の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
兵庫県	県民意識調査	令和4年6月9日	垂水区全域

